

誰もが快適に暮らせるまちの実現へ

人と人のつながりが、
新しい時代の
福祉をつくる

区では、40年ほど前から複数の障害者団体が力を合わせ、当事者同士だけでなく非当事者との交流を深め、情報を発信する運動を進めています。その動きは、区がめざす「共生社会」の実現の大きな推進力として注目されてきました。

長年、活動に尽力されてきた、港区心身障害児・者団体連合会会長の堀信子さんに、障害者団体の意義とこれからの福祉の在り方についてお話しいただきました。



ヒューマンぶらざまつりにボランティア協力いただいた
プルデンシャル生命保険株式会社「品川第九支社」の皆さん

ボランティアのコメント 担当:入口受付

ヒューマンぶらざまつりの入口で資料の配布や自転車の誘導を担当しました。地域の人や施設に過去来られていた人等、本当に多くの方がご来場され、係の人に教えていただき楽しく取り組むことができました。私は家族で参加したため、子どもにとっても大変良い経験になりました。ありがとうございました。



堀 信子さん
港区心身障害児・者
団体連合会 会長

港区心身障害児・者団体連合会(以後「障団連」)は、区の8つの障害者団体が組織された連合組織です。会長の堀信子さんは、「港区重症心身障害児(者)を守る会(以後「守る会」)」を立ち上げ、障団連設立でも中心的役割を果たしました。「守る会を立ち上げた頃、とにかく福祉を勉強しようと全国の施設に出向き、多くの有識者にもお会いしました。その中で、何かを要望して変えていくためには連合組織がなくては何も動かないことに気付いたのです」と障団連設立の背景を語ります。「運動はみんなで手をつなぎ、継続して積み上げていくもの」という堀さんは、個々の障害の枠を超えて一つにまとめることで、大きな力にしてきたのです。

「今、障害者団体は岐路にあります」

「インターネットで情報が手軽に入手でき、個人情報保護法もあり、障害を持つ人やその家族は個のままでいるようになり、つながりにくくなっています。」それは、かつてのように家にこもり、人目に触れないようにして過ごしていた当事者の姿に重なり、堀さんは危惧します。「実際に外に出て、見て、経験しなくては分からないものは必ずあります。若い人たちが積極的に組織に参加し、手を取り合う。「共生社会」を言葉だけでなく実体のあるものにするためには、この「手を取り合う」ことが大切なのです」。当事者をつなぎ、力としていく障害者団体の意義を知る堀さんの言葉です。

問い合わせ

港区心身障害児・者団体連合会(月・水・金曜) ☎5439-8072 FAX3451-8388

港区肢体不自由児(者) 愛の会

港区肢体不自由児(者)愛の会は設立から40年以上の会です。肢体不自由児(者)の福祉の増進を目的とし、障害者施設の促進や会員相互の親睦等に関する活動を行っています。具体的にはボウリング運動会を開催する他、ヒューマンぶらざまつりでは模擬店を出店します。

●連絡先: ☎3441-6852

●担当者名: 高橋 政子

港区視覚障害者 福祉協会

会員相互の親睦をはじめ、視覚障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし活動しています。ヒューマンぶらざやいきいきプラザで鍼・マッサージサービスを実施している他、区内行事へも積極的に参加しています。お近くに目の不自由な人がいましたら、当会を紹介してください。

●連絡先: ☎090-5795-0556

●担当者名: 葭原 滋男

港区聴覚障害者協会

会員同士の親睦や聴覚障害者の福祉の向上・社会への完全参加等をめざし、活動しています。港区手話講習会事業やふれあい講習会等へ協力をします。また、毎月第2木曜に、ろう高齢者を孤独にさせない、みんなで楽しく手話で話そう等の目的で、よつばサロンを実施しています。

●連絡先: FAX3746-2933

メール: tennba0109@gmail.com

●担当者名: 平井 伸治

港区手をつなぐ親の会

知的障害児・者とその保護者が集い、子育ての知識を学びながら、子どもたちがこの社会で精一杯生きていけるようにと、活動しています。日常の支援に加え、将来を見据えて「保護者亡き後も子どもたちの将来に安心できる生活環境が整うように」と願いながら、保護者の力だけでは及ばないことへの要望活動も行っています。

●連絡先: ☎3407-1387

●担当者名: 吉田 佳子

港区重症心身障害児(者) を守る会

港区重症心身障害児(者)を守る会は、結成以来36年を経過し、特に重度の肢体不自由と重度の知的障害を併せ持つ人の会です。全国組織の会であり、経験豊富な人がたくさんいますので、相談に来てください。ご家族等の今置かれている立場を見て良き指導ができるものと考えています。

●連絡先: ☎3591-7681

●担当者名: 堀 信子

港区中途障害者会

人生の途中で障害者になられた人が集まっているいろいろな活動することで、人生を有意義に過ごすことができる場を提供しています。活動内容は、リフト付きバスで小旅行を楽しむ他、研修会の開催、バザーやレクリエーションに参加しています。区内在住の障害者と一緒に活動できる人や会の活動をお手伝いしていただけるボランティアを募集しています。

●連絡先: ☎3454-8783

●担当者名: 山本 善久

港区失語症友の会 「みなとの会」

失語症等の言語障害をお持ちの人とその家族、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、ボランティア等を中心としたグループです。定例会(毎月1回)の手助けをしてくださるボランティアを募集しています。

●連絡先: ☎3586-2030

●担当者名: 川崎 暢

高次脳機能障がい者の 未来を紡ぐ会 「みなと高次脳」

新しく平成25年に発足した「高次脳機能障害」の家族会です。つながりを求めて、楽しく「交流」、困った時は「相談」、必要に応じて「研修」、社会に「啓発」、重要な「要望」活動が軸です。一緒に共通の課題を考えていきましょう。ヒューマンぶらざまつりの当日のお手伝いも募集しています。

●連絡先: ☎3444-6126

●担当者名: 高井 玲子



障害者支援ホームと児童発達支援センター
がオープンします2面
手帳の交付 他3面
障害基礎年金、福祉手当等 他4面

税の減免、交通費負担の軽減 他5面
日常生活の援助・各種給付等6面
医療費助成、主な相談窓口 他7面
ヘルプマークをご存じですか 他8面

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係

☎3578-2670

発達支援センター 予約制 相談室利用の流れ

専門スタッフが面談にて相談を受け付けます。まずは電話で、発達支援センター相談室までご連絡ください。

受付

まずはお電話ください。相談内容によっては、来所相談をお勧めすることがあります。

受付時間 月～金曜、第1・3土曜 午前9時～午後5時
(日曜・祝日・年末年始を除く)

来所相談

相談室に来所していただき、相談の内容について詳しくお聴きします。
必要に応じて、専門相談をお勧めします。

専門相談

必要に応じて、医師や心理士・言語聴覚士・作業療法士等による相談を行います。

情報提供

支援機関、福祉制度やその利用方法等の情報提供を行います。

問い合わせ

発達支援センター相談室

☎・FAX3441-5260

障害者支援ホームと児童発達支援センター がオープンします

区は、障害児・者が住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、令和2年春に障害児・者のための福祉施設を開設します。

区立障害者支援ホーム南麻布(令和2年3月開設)

障害者等の施設における生活の支援および相談支援を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするための障害者支援施設(入所施設)です。入所者の募集と説明会は、7月に行います。別途、広報みなと等でお知らせします。

概要

- 施設入所支援・生活介護:定員40人、対象者は18歳以上65歳未満の身体障害者であって障害支援区分4以上の人
- 短期入所:定員4人
- 相談支援

区立児童発達支援センター(令和2年4月開設)

障害児の自立のために必要な知識や集団生活への適応を支援するとともに、障害児や障害の疑いがある児童への相談を実施する療育の拠点施設です。

概要

- 総合相談
- 児童発達支援:1日あたり定員82人



南麻布四丁目福祉施設完成予想図

- 放課後等デイサービス:1日あたり定員10人
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 相談支援

共通事項

所在地 南麻布4-6-13

区立障害者支援ホーム南麻布
2階と3階の一部

区立児童発達支援センター
1階

※3階の一部と4～6階は特別養護老人ホームが開設されます。

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係

☎3578-2386、2670 FAX3578-2678

精神障害者地域活動支援センター 「あいはーと・みなと」をご利用ください

「仲間がほしい」「のんびり過ごせる場所がほしい」「相談したい」

精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」は、主に精神に障害がある人やその家族が、地域で安心して暮らせるように支援し、社会復帰およびその自立と社会参加の促進を図ります。

ところ 浜松町エクセレントビル3階(浜松町2-6-5)

※精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」は、改築のため、3月1日に浜松町に移転しました。なお、改築工事終了後の令和

3年4月から再び高輪1-4-8で運営を始めます。

開館時間 月～金曜 午前9時～午後8時
土・日曜 午前9時～午後5時

休館日 12月29日～1月3日

事業内容

オープンスペース 同じ障害を持つ人と交流ができる場、ゆっくり過ごせるスペースを提供します。

講座・講習会 パソコン講習やSST(社会生活技能訓練)等の講座や、食事会、ヨガや茶道等の余暇活動を行います。

相談 日常生活相談や情報提供、健康相談、栄養

相談等を行います。

相談支援 精神科病院からの退院支援および地域定着支援や、サービス等利用計画の作成による障害者総合支援法のサービスの利用支援を行います。

この他、区民向け精神保健福祉講座の実施や地域行事への参加を通じて、精神障害者への理解促進を図ります。

問い合わせ

障害者福祉課精神障害者担当

☎3578-2457 FAX3578-2678

「声の図書等」をご存じですか

「本が好き、本が読みたい、でも障害や高齢等の理由により、文字が読めない」「図書館へ行くことが大変」「本をめくることができない、支えることができない」といったこと

でお困りの人にも、読書を楽しんでいただけるよう、港区立図書館では各種サービスを行っています。

ご利用の際には、申請、面接、登録が必要になります。お気軽にご相談

ください。

各港区立図書館でのサービス

- 対面朗読サービス(高輪図書館分室を除く)
- 拡大読書器等の設置、大活字本



- 筆談器の設置
- さわる絵本
- みなと図書館でのサービス**
- 録音資料の貸し出し
- 宅配サービス
- 手話、筆談用タブレットの設置

問い合わせ

みなと図書館

☎3437-6621

障害者歯科診療所(港区^{こうくう}口腔保健センター)のご案内

障害のため地域の歯科医院での受診が困難な人が、安心して受診できる歯科診療所です。

対象	区内在住の障害者(児)
診療日	(1)第2土曜 午前9時30分～午後0時30分 (2)第4土曜 午後1時30分～4時30分
ところ	三田1-4-10 みなと保健所2階
診療内容	歯科健康診査・歯科予防処置等
予約方法	電話で、平日午前9時～午後5時に、健康推進課地域保健係へ(完全予約制)。☎6400-0084

高次脳機能障害相談会

脳卒中等の病気や事故等で受けた脳の損傷のため、思考・記憶・行為・言語・注意等の脳機能に障害を受けた人やその家族のさまざまな問題に、高次脳機能障害者の家族会や福祉の専門支援者が相談に応じます(予約制)。

対象 高次脳機能障害の人、家族および支援者

とき 毎月第3木曜 午後1時30分～4時30分

ところ 障害保健福祉センター6階相談室

申し込み 電話で、障害者福祉課精神障害者担当へ。
☎3578-2457

手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳は、次の3種類です。



手帳の種類	内容	対象	申し込み・問い合わせ
身体障害者手帳 (1～6級)	身体障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。	身体に視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に障害がある人 【申請に必要な書類】 ●指定医(※)による所定の診断書・意見書 ●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身) ●印鑑 ●マイナンバーカードまたは通知カード	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
愛の手帳 (1～4度)	知的障害者(児)が、さまざまな支援を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じている人 ※東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。 【手続き】 ●愛の手帳の判定は、電話で、問い合わせ先に予約の申し込みをしてください。 ●判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。	●18歳未満の人の判定予約について 東京都児童相談センター ☎5937-2317 ●18歳以上の人の判定予約について 東京都心身障害者福祉センター ☎3235-2961 ●手帳の再交付等について 各総合支所区民課保健福祉係 ☎7面参照
精神障害者 保健福祉手帳 (1～3級)	精神障害者が、さまざまな支援を受け、社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人 ※入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 ※有効期間は、原則として2年間です。 【申請に必要な書類】 ●所定の診断書または障害年金証書等の写しおよび同意書(所定の診断書は、各総合支所区民課保健福祉係の窓口で配布しています) ●写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、無帽、上半身) ●印鑑	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照

※ 身体障害者手帳の指定医については、各総合支所区民課保健福祉係または障害者福祉課障害者事業運営係へお問い合わせください(☎7面参照)。

障害者総合支援法各サービスの仕組み

障害者総合支援法の対象は、
身体障害・知的障害・精神障害・難病患者等の人です

障害者総合支援法に基づくサービスや医療を利用するには、申請の上、受給者証の交付を受ける必要があります。申請は、各総合支所区民課保健福祉係で受け付けます。また、障害福祉サービスを利用する場合は、指定特定相談支援事業者(表)による「サービス等利用計画」の作成(ケアマネジメント)も必要です。

表 区内の指定特定相談支援事業者

	名称	電話番号		名称	電話番号
1	すばる介護センター	☎5789-2786	7	ケアコーディネーション	☎6453-9336
2	西麻布作業所	☎3408-1545	8	麻布メンタルヘルス	☎5424-1004
3	みなと障がい者福祉事業団	☎5439-8062	9	コスモスケアステーション	☎5405-1910
4	障害保健福祉センター	☎5439-8053	10	ケアネスト	☎3433-0270
5	精神障害者地域活動支援センター	☎6402-4340	11	ハッピーテラスケアサポート芝浦	☎6435-4738
6	新橋はつらつ太陽	☎3433-0181	12	相談支援 Neo Universe	☎6903-9336

問い合わせ	
障害者福祉課障害者支援係	☎3578-2462
○育成医療について	
健康推進課地域保健係	☎6400-0084
○更生医療・精神通院医療について	
各総合支所区民課保健福祉係	☎7面参照

障害福祉サービスを利用するには

障害福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、心身の状況、介護する人の居宅の状況、本人の意向等を調査した上で支給決定を行います。

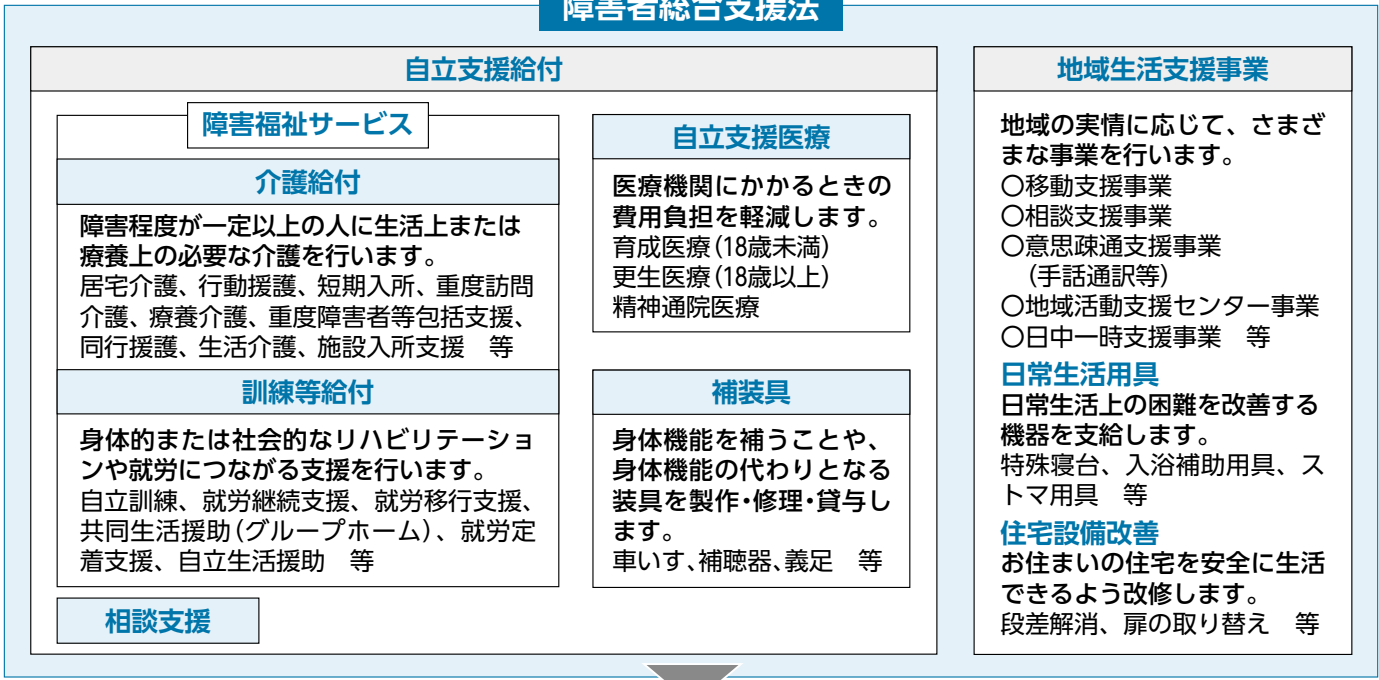
利用までの流れ

- (1)相談
- ↓
- (2)障害福祉サービスの申請
- ↓
- (3)障害支援区分の審査・判定
- ↓
- (4)サービス等利用計画(案)の作成
- ↓
- (5)支給決定(受給者証交付)
- ↓
- (6)利用契約
- ↓
- (7)サービス利用開始

利用者負担額について

障害者総合支援法のサービスや医療、児童福祉法のサービスにかかる利用者負担には、所得に応じた負担の上限額が決められています。また、国や区による負担軽減があります。

障害者総合支援法



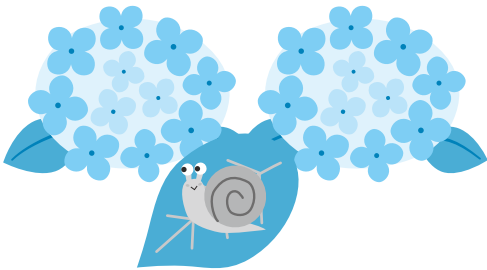
障害のある人

障害児通所支援

日常生活動作や集団適応のための訓練等により、自立を促進する支援を行います。
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 等

相談支援

児童福祉法



この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

●●

障害基礎年金

初診日が厚生年金・共済組合加入中の場合は、基礎年金に加えて(2級未満の場合も)障害厚生年金等が支給されます。

受給要件(1～3の全ての条件に該当する人)	年金額	支給月	相談窓口
1 障害の原因となった病気やけがの初診日(※1)が次のいずれかの間にあること ●国民年金加入期間、厚生年金または共済組合加入期間 ●20歳未満または国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間	1級 97万5125円 2級 78万100円 障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや、受給権を得た後、その人によって生計を維持されている18歳までの子(障害等級1～2級の障害がある場合は20歳未満)がいるときは、次の額が加算されます。 1、2人目 各22万4500円 3人目以降の子 各7万4800円	偶数月に前の2カ月分が支給されます	初診日が (1)国民年金加入中、20歳到達日前の未加入時、国民年金をやめた60歳以降65歳到達の前日まで、初診日が昭和36年3月以前の人 国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6 (2)厚生年金加入中、国民年金の第3号被保険者の人 港年金事務所 ☎5401－3211 (共済組合等)に加入していた人は共済組合)
2 障害の状態が、障害認定日(※2)または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること (障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは障害基礎年金を受け取ることができる場合があります)			
3 保険料の納付要件(※3)を満たしていること 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件は不要です。			

※1 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

※2 障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

※3 初診日の属する月の前々月までに、年金加入期間全体の3分の2以上の納付または免除等の期間があること。または令和8年3月31日までは初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと。

●●

特別障害給付金

対象	支給額	支給月	相談窓口
次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障害に該当する人 (1)平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前の厚生年金、共済年金等加入者の配偶者で国民年金に任意加入していなかった人	1級 5万2150円(月額) 2級 4万1720円(月額)	偶数月に前の2カ月分が支給されます。	国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6

福祉手当等



手当名	対象		手当額	支給月	受給できない人・場合	申し込み・問い合わせ
心身障害者福祉手当 (区の制度)	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～3度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●難病医療費助成を受けている人		月1万5500円	4月(12～3月分)、 8月(4～7月分)、 12月(8～11月分) 各月の20日に、受給者の口座に振り込みます。	●障害者となった年齢が65歳以上の場合 ●児童育成手当(障害手当)を受給している場合 ●施設に入所している場合(※) ●所得が制限額を超えている場合	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎7面参照
	●身体障害者手帳3級の人 ●愛の手帳4度の人		月7750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする人 (原則、所定の診断書に基づいて判定します)		月1万4790円	2月(11～1月分)、 5月(2～4月分)、 8月(5～7月分)、 11月(8～10月分) 各月の5日に、受給者の口座に振り込みます。	●施設に入所している場合(※) ●障害を事由とする公的年金を受給している場合 ●聴覚障害の場合、補聴器および人工内耳の電源を切った状態で音声を識別できる程度の人、運転免許の適性試験に合格している人 ●扶養義務者等の所得が制限額を超えている場合は支給が停止されます。	
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人 ※原則、所定の診断書に基づいて判定します。		月2万7200円	●施設に入所している場合(※) ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合 ●所得が制限額を超えている場合は支給が停止されます。		
重度心身障害者手当 (都の制度)	●重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある人 ●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ●重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座していることが困難な程度以上の身体障害がある人 ※障害の程度の判定は、東京都心身障害者福祉センターが行います。		月6万円	毎月20日までに、指定の口座に振り込みます。	●施設に入所している場合(※) ●病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合 ●65歳以上で新規申請の場合 ●所得が制限額を超えている場合	
児童育成手当 (障害手当) (児童に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1～3度程度の人 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人		月1万5500円	2月(10～1月分)、 6月(2～5月分)、 10月(6～9月分) に受給者の口座に振り込みます。	●申請者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※) ●当該児童が心身障害者福祉手当を受給している場合	
児童育成手当 (育成手当) (父または母に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)の人		月1万3500円		●申請者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※)	
特別児童扶養手当 (児童に障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人	●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月5万2200円	4月(12～3月分)、 8月(4～7月分)、 11月(8～11月分) に受給者の口座に振り込みます。	●請求者または扶養義務者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が当該障害を支給事由とする公的年金を受けている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※) ●請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合	
		●身体障害者手帳3級程度(4級の下肢の一部)の人 ●愛の手帳3度程度の人 ●上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害の人	月3万4770円			
児童扶養手当 (父または母に障害があるとき)	父または母が、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、または重度の精神障害の状態にあり、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の障害の状態にある場合は20歳未満)を扶養している人		所得により変わります。 月1万120～4万2910円	4月(12～3月分) 8月(4～7月分) 11月(8～10月分) 1月(11、12月分) 3月(1、2月分) に受給者の口座に振り込みます。 ※令和元年11月以降、振込月が奇数月に変わります。	●請求者または扶養義務者の所得が制限額を超えている場合 ●当該児童が施設に入所している場合(※) ●請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合	

※施設入所でも対象となる場合があります。

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

介護・派遣



事業	内容	対象	自己負担額	申し込み・問い合わせ
重度脳性まひ者 介護事業	重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を介護人とし、その介護に対して助成します(月12回以内)	20歳以上の重度脳性まひで身体障害者手帳1級の人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
重度身体障害者(児) 居宅生活支援事業	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な人が、障害者総合支援法に基づく居宅介護等、地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、看護師によるサービスを受けられます。	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する身体障害者手帳1・2級の居宅介護等を利用する人(介護保険の要介護認定を受けている人は除く)	無料 (ただし、障害者総合支援法等のサービス利用に係る自己負担はあります)	
重症心身障害児(者) 在宅レスパイト	医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児(者)に、一定時間、訪問看護師を自宅に派遣し、家族の介護にかかる負担の軽減を図ります。	たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な愛の手帳1・2度程度、身体障害者手帳1・2級(肢体不自由)で家族による在宅介護を受けて生活している人(ただし、介護保険の要介護認定を受けている人は除く。詳しくは、お問い合わせください)	利用時間と世帯の所得に応じ自己負担があります。生活保護、住民税非課税世帯は無料。衛生用品等実費相当分は負担していただきます(詳しくはお問い合わせください)。	
入浴サービス	【巡回入浴サービス】 巡回入浴車で自宅を訪問して入浴介助を行います。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照 新橋はつつ太陽 (機械入浴、介助入浴) ☎3433-0180 障害保健福祉センター ☎5439-2511
	【機械入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつつ太陽の機械浴室で入浴介助を行います。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	
	【介助入浴サービス】 障害保健福祉センターおよび新橋はつつ太陽の家族浴室で入浴介助を行います。			
	【家族浴室貸し出しサービス】 障害保健福祉センターの家族浴室を貸し出し、家族等の介助により入浴することができます。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		
緊急一時保護・ ショートステイ (レスパイト保護)	【緊急一時保護】 常時介護が必要な障害者(児)の介護者が病気、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、障害者(児)を障害保健福祉センターで一時的に保護します(月6泊7日以内)。 【ショートステイ(レスパイト保護)】 介護者が休養をとる際に、障害者(児)が障害保健福祉センターでショートステイを利用できます(月6泊7日以内、年24日まで)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1～4度の人 ●脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ●18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けている人で、けが等による一時的に介護を必要とする一人暮らしの人(緊急一時保護に限る) ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 ※医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1食当たり 600円	障害保健福祉センター緊急一時保護・ショートステイ(レスパイト保護) ☎5439-2517
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)	75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人を対象とする医療制度です。 ※一定の障害がある65歳以上の方は、現在加入中の健康保険か後期高齢者医療制度のどちらかを選べます。	●75歳以上の人 ●65歳以上75歳未満の人で、身体障害者手帳1～3級の人および4級のうち音声言語機能障害・下肢障害(一部除外あり)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級の人	1割 または 3割(現役並み所得者)	各総合支所区民課 窓口サービス係 (芝地区は相談担当) ☎7面参照 国保年金課高齢者医療係 ☎内線2654～2659

税の減免



事業	内容	申し込み・問い合わせ
障害者控除・特別障害者 控除対象者の認定	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上の方が、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても、障害者控除対象者認定書の交付により所得税や住民税の(特別)障害者控除の対象となる場合があります。	各総合支所区民課保健福祉係 ☎7面参照

交通費負担の軽減



事業	内容	対象	支給額等	申し込み・問い合わせ
タクシー利用券の給付	生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。 ※ガソリン代の助成との併給はできません。	●身体障害者手帳下肢・体幹・視覚障害1〜3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人	年4万4000円 ●7〜9月新規申請 3万3000円 ●10〜12月新規申請 2万2000円 ●1〜3月新規申請 1万1000円	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
自動車燃料費助成 (ガソリン代の助成)	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。 ※タクシー利用券の給付との併給はできません。	●65歳未満で、身体障害者手帳下肢・体幹・視覚障害1〜3級、内部障害1級、呼吸器機能障害3級の人 ●愛の手帳1・2度の人	普通車タクシーと同額料金で利用できます。	
福祉キャブ (昇降装置付き タクシー)	車いすやストレッチャーのまま乗降できる昇降装置付きタクシーを24時間運行しています(事前予約制)。	福祉キャブ利用登録者	ハイヤー料金と同額料金で利用できます(1回の利用につき7000円を限度に利用料金の70%を助成)。	
都営交通の 無料パスの発行	都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります(シルバーパス所持者を除く)。	●身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳(特別項症〜第6項症・第1〜第5款症)の交付を受けている人 ●原爆被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者)	無料 ※介護者も割引になる場合があります。	東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	
港区コミュニティバス (ちいばす)	申請により無料パスを発行します。また、区民は、乗車するときに手帳を提示すると料金が無料になります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
	申請により無料パスを発行します。	戦傷病者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人および難病医療費助成を受けている人		
都内の民営バスの 割引証の発行	乗車するときに身体障害者手帳または愛の手帳を提示すると割引になります。介護人(1人のみ)が同乗する場合、「民営バス乗車割引証」を提示すると介護人も割引になります。	身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている人とその介護者	割引率 乗車券50% 定期券30%	
都内の民営バス 運賃割引	精神障害者保健福祉手帳を提示すると都内を運行する民営バスの都内区間の運賃が半額になります。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	割引率 乗車券50% ※定期券は割引になりません。	東京都福祉保健局精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464
有料道路通行料金の 割引	有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。	●身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合 ●身体障害者手帳(第1種)、愛の手帳(第1種)の所持者を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます)	割引率50%	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照

点字広報・声の広報

区内在住で、身体障害者手帳1〜4級程度の視覚に障害のある人を対象に、点字広報と声の広報を発行しています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 区長室広報係 ☎3578-2036

日常生活の援助・各種給付等



事業	内容	対象	自己負担金等	申し込み・問い合わせ
理美容(出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)、美容(カット・ソフメイク)を行います。	●重度心身障害者手当を受給している人 ●身体障害者手帳下肢または体幹機能障害1級の人 ●愛の手帳1度の人	1回500円 ※年6回まで利用できます。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
寝具乾燥等消毒	寝具乾燥消毒車を自宅に配車し、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、寝具の乾燥が困難な人 ※病院等に入院・入所中の人は除きます。	乾燥消毒1組150円 敷・掛布団の水洗い1枚各300円(年1回) 毛布の水洗い1枚50円(年1回)	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します(病院に入院中で対象のおむつを使用できないときは、おむつ代の助成制度があります)。	●身体障害者手帳1・2級の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※いずれも3歳以上65歳未満の人	月500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間最大52枚まで支給します。申請月により枚数が異なります。	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けている人	無料	
ごみの戸別訪問収集	収集職員が戸別に訪問してごみを玄関先から収集します。事前の連絡がなく、ごみが出ていない場合は、本人が利用している訪問介護事業者等と連携して、安否状況の確認を行います。	65歳以上の高齢者または障害者のみの世帯のうち、ごみを集積所まで搬出することが困難で、身近な人の協力が得られない世帯	無料	みなとリサイクル 清掃事務所 ☎3450－8025 FAX3450－8063
粗大ごみの運び出し収集	収集職員が自宅を訪問し、粗大ごみを運び出して収集します。詳しくは、お問い合わせください。	65歳以上の高齢者または障害者のみの世帯のうち、自力で自宅から粗大ごみを運び出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯	無料 ※別途、粗大ごみの処理手数料が必要です。	
知的障害者(児)徘徊探索支援	知的障害者等が徘徊し居所不明となった場合、24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。	中度以上(愛の手帳1～3度)の知的障害者(児)または自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の人	月500円 (現場急行料1回当たり3000円)	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
事業者方式緊急通報システム	家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、または一定時間お手洗いの利用がない場合に、専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。非常通報装置、火災センサー、ライフリズムシステムを設置します。	●18歳以上の一人暮らし等の身体障害者で、障害の程度が重度(身体障害者手帳1・2級)の人 ●18歳以上の一人暮らし等で、難病にり患している人	●生活保護受給者、住民税非課税の人は無料 ●上記以外の人は月400円	
配食サービス	栄養のバランスが取れた昼食または夕食を、週7回まで自宅にお届けし、同時に安否の確認をします(5事業者から選択できます)。	65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、食事の調理が困難な一人暮らし、障害者のみまたは障害者と高齢者のみの世帯の人	1食280～470円 (週7回まで)	
家具転倒防止器具等取付支援	震災時の安全確保のために、港区家具転倒防止対策等促進事業に基づき、助成を受けた器具等の取り付けを行います。	●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を含む世帯 ●難病医療費助成を受けている人を含む世帯	無料	【申し込み】 各総合支所協働推進課協働推進係 ☎7面参照 【問い合わせ】 防災課地域防災支援係 ☎3578－2518
障害者防災用品あっせん事業	自ら防災用品を用意することが困難な重度障害者等に対して、防災用品を安価にあっせんします。	次の(1)～(3)のいずれかに該当する一人暮らしの人または該当する人のみの世帯の人 (1)身体障害者手帳1～3級の人 (2)愛の手帳1・2度の人 (3)精神障害者保健福祉手帳1級の人	1世帯につき1回限りあっせんします。 ※非課税世帯は1割負担、生活保護世帯は無料です。	防災課 地域防災支援係 ☎3578－2518
救急医療情報キット	障害者等の救急時(119番出動)に迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布し、安全・安心を支援します。	●65歳以上の人 ●障害者手帳の交付を受けている人 ●健康上の不安を抱えている人	無料	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎7面参照
福祉車両(車いす同乗用)購入費助成事業	福祉車両(車いす同乗用)の購入費用の一部を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人または身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人(児童)の同居の親族 ※施設入所の人は対象になりません。	30万円まで助成します。 ※中古福祉車両購入の場合は、30万円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成 ※所得制限があります。	
自動車改造費助成事業	操向装置および駆動装置等の改造費用の一部を助成します。	下肢または体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人	13万3900円まで助成します。 ※所得制限があります。 原則として、対象者1人につき自動車1台限りです。	
自動車運転免許取得費助成事業	教習所入所料、技能、学科教習料、受験料、教材費および排気量等の限定解除に要する費用を助成します。	運転免許適性試験に合格した人で、身体障害者手帳1～3級の人の、歩行困難で内部障害4級以上、下肢または体幹5級以上の人、愛の手帳の交付を受けた人	16万4800円まで助成します。 ※所得制限があります。	
災害時避難行動要支援者登録事業	災害時に、自分で避難することや身を守ることが難しい人を対象に、地域の助け合いによる避難等に活用する登録名簿を作成し、管轄の消防署、警察署、民生委員・児童委員、災害時の支援に協力できる町会・自治会に提供します。	区内にお住まいで、次の(1)～(7)のいずれかに該当する人(ただし、入院または入所している人は除く) (1)介護保険の要介護認定において要介護3～5のいずれかに認定されている人(要介護3の場合は、一人暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人に限る) (2)身体障害者手帳1・2級を所持する一人暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人 (3)愛の手帳1・2度を所持する一人暮らし(親族等から日常生活の援助を受けている場合を含む)または他の世帯員全てが65歳以上である人 (4)精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する一人暮らしまたは他の世帯員全てが65歳以上である人 (5)(2)～(4)の障害者手帳を所持する人のみで構成する世帯の人 (6)人工呼吸器を使用している人 (7)(1)～(6)に準ずる人で区長が認める人	無料	防災課 地域防災支援係 ☎3578－2510 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎3578－2383
区民保養施設の利用料金の減額	大平台みなと荘・通年借り上げ区民保養施設の利用料金が、毎年度(4月～翌年3月)、各施設2泊まで減額となります。介護者も減額できる場合があります。	●身体障害者手帳の交付を受けている人 ●愛の手帳の交付を受けている人 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ●被爆者健康手帳の交付を受けている人 ●戦傷病者手帳の交付を受けている人 ●特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている人 ●都医療券の交付を受けている人 ●障害者総合支援法の対象となる難病により障害支援区分認定通知書の交付を受けている人	大平台みなと荘は、利用料金(9500～1万500円)を3000円に減額します。 通年借り上げ区民保養施設は、利用料金から2100円を減額します。	地域振興課 地域振興係 ☎3578－2530～32 FAX3438－8252

☎電話番号のかけ間違ひにご注意ください。

医療費助成

※施設入所でも対象となる場合があります。



制度	対象	助成方法	申し込み・問い合わせ
障心身障害者医療費助成 (都の制度)	●身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人 ●愛の手帳1・2度の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※健康保険未加入の人、生活保護を受けている人、所得が基準額を超えている人、65歳以上になってはじめて手帳が交付された人等は対象になりません。	病院等で健康保険による診療を受けた時に、医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税者は1割負担です。 ※入院時の標準負担額(食事代等)や健康保険対象外のものは助成対象になりません。	国保年金課給付係 ☎3578-2640～2 各総合支所区民課 窓口サービス係 (芝地区は相談担当) ☎以下の「主な相談窓口」参照
難病等医療費助成	国および都の難病等で医療費助成対象の疾病にかかっている人 ※健康保険未加入者や原爆被爆者医療助成制度等、他の法律による医療の給付を受けている人は対象にならない場合があります。	認定された疾病の診療費・調剤費等のうち、各種健康保険の自己負担分の一部または全額を助成します。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照
B型・C型ウイルス肝炎 治療医療費助成	(1)B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナログ製剤、C型肝炎インターフェロンフリー治療を要すると診断された人 ※健康保険未加入者および生活保護を受けている人は対象になりません。また、高齢者医療を受けている人や、他の医療助成を受けている人は、この医療助成制度を申請する必要がない場合があります。 (2)B型・C型肝炎ウイルスに起因する「肝がん・重度肝硬変」と診断されて入院治療している人で、治療研究協力に同意した人 ※世帯収入、高額医療基準を超えた月数等に条件があります。詳しくは、医療機関等にご確認ください。	保険診療の自己負担分の一部または全額を助成します(健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません)。	
小児慢性疾患医療費助成	次の要件を全て満たす人 (1)申請者が都内在住者満18歳未満の人(ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する人に限り満20歳まで延長可能) (2)小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する人	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額の一部が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 各総合支所区民課 保健福祉係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照
ひとり親家庭等の 医療費助成制度 (父または母に 障害があるとき)	障害の程度が、次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の人 ●愛の手帳1・2度程度の人 ●重度の精神障害の人 ※児童に障害がある場合は20歳未満 ※健康保険未加入の人、生活保護を受けている人、児童が施設に入所している人、所得制限額を超えている人は対象になりません。	病院等で健康保険による診療を受けた時に、医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税者は1割負担です。 ※入院時の標準負担額(食事代等)や健康保険対象外のものは助成対象になりません。	各総合支所区民課 保健福祉係 ☎以下の 「主な相談窓口」参照

手話通訳

※印の費用のみ有料です。



事業	内容	対象	申し込み・問い合わせ
手話通訳者の派遣	日常生活に手話通訳を必要とする人に、「港区社会福祉協議会」に登録している手話通訳者を派遣します。 ※通訳活動中の交通費・入場料等は全て利用者の負担となります。	聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている区民	港区社会福祉協議会生活支援係 ☎6230-0282 FAX6230-0285
手話通訳者・要約筆記者の派遣	手話通訳や要約筆記を必要とする人に、「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣します(警察や裁判等、高度な技術を必要とする場合はご相談ください)。		東京手話通訳等派遣センター ☎3352-3335 FAX3354-6868
代理電話サービス	区役所・病院等へ緊急あるいは簡単な連絡が必要な場合、即座に代理の電話をかけるサービスです。お手持ちのスマートフォン等のアプリを利用します。 対応アプリ (1)FaceTime (2) Skype (3)LINE 利用にはIDが必要です。IDは、障害者福祉課窓口にて申請し、取得手続きをしてください。	聴覚または言語機能に障害のある区民	障害者福祉課障害者支援係 ☎3578-2672 FAX3578-2678
タブレット端末を活用した遠隔手話通訳サービス	行政手続きを行う上で手話通訳や筆談を必要とする人は、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳サービス等をご利用できます。 ところ 本庁舎・各総合支所・障害保健福祉センター・みなと図書館 サービス機能 (1)遠隔手話通訳機能(2)音声文字化機能(3)手書き機能		
手話通訳者設置事業	案内と申請等に関する通訳を行います。必要な人は、直接手話通訳者にお問い合わせください。 とき 祝日を除く毎週月曜午前9時～午後5時 ところ 区役所1階総合案内	区役所に来庁した、聴覚または言語機能に障害のある人で、手話通訳が必要な人	



主な相談窓口

主な福祉サービスの相談窓口をご紹介します。



各総合支所

芝地区総合支所

〒105-8511 芝公園1-5-25

協働推進課協働推進係 ☎3578-3123 FAX3578-3180
区民課窓口サービス係(相談担当) ☎3578-3170 FAX3578-3182
区民課保健福祉係 ☎3578-3161 FAX3578-3182

麻布地区総合支所

〒106-8515 六本木5-16-45

協働推進課協働推進係 ☎5114-8802 FAX3583-3782
区民課窓口サービス係 ☎5114-8821 FAX3583-0892
区民課保健福祉係 ☎5114-8822 FAX3583-0892

赤坂地区総合支所

〒107-8516 赤坂4-18-13

協働推進課協働推進係 ☎5413-7272 FAX5413-2019
区民課窓口サービス係 ☎5413-7012 FAX3402-8192
区民課保健福祉係 ☎5413-7276 FAX3402-8192

高輪地区総合支所

〒108-8581 高輪1-16-25

協働推進課協働推進係 ☎5421-7621 FAX5421-7626
区民課窓口サービス係 ☎5421-7612 FAX5421-7613
区民課保健福祉係 ☎5421-7085 FAX5421-7613

芝浦港南地区総合支所

〒105-8516 芝浦 1-16-1

協働推進課協働推進係 ☎6400-0031 FAX5445-4590
区民課窓口サービス係 ☎6400-0021 FAX5445-4590
区民課保健福祉係 ☎6400-0022 FAX5445-4590

健康推進課地域保健係(みなと保健所4階)

〒108-8315 三田1-4-10 ☎6400-0084 FAX3455-4460

乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題、情緒不安等の療育上の問題に医師・保健師・栄養士等が相談に応じています。精神障害者やこころの病気がある人の相談や支援も行っています。

障害者福祉課

(区役所2階)

〒105-8511 芝公園1-5-25

FAX3578-2678

障害者福祉係 ☎3578-2386
障害者支援係 ☎3578-2462
障害者事業運営係 ☎3578-2387
精神障害者担当 ☎3578-2457
発達障害者担当 ☎3578-2694

地域の相談拠点

困っていることや悩んでいること、やってみたいこと等、どんなことでも相談できます。地域の相談拠点まで連絡ください。

障害保健福祉センター

(ヒューマンぶらざ)

〒105-0014 芝 1-8-23

☎5439-8053 FAX5439-2514

新橋はつらつ太陽

〒105-0004 新橋 6-19-2

☎3433-0181 FAX3433-0197

精神障害者地域活動支援センター

(あいは一と・みなと)

〒105-0013 浜松町 2-6-5 浜松町エクセレントビル3階

☎6402-4340 FAX3431-0880

ヘルプマークをご存じですか

ヘルプマークとは
援助や配慮を必要としている人が所持するマークです。このマークを見かけた時は、できる限りの配慮をお願いします。
(例:義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人等)。

配布場所
都営の駅等(一部の駅を除く)

費用
無料

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている人が所持するマークです。このマークを見かけた時は、できる限りの配慮をお願いします。

平成30年度に区が作成したステッカー(大きさ:縦12.7×横9.1センチメートル)

ヘルプカードもご活用ください

ヘルプカードは、裏面に緊急連絡先や必要な支援内容等を自由に記載するもので、障害のある人等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

ヘルプカード(大きさ:縦5.4×横8.5センチメートル)

配布場所
障害者福祉課(区役所2階)、各総合支所区民課保健福祉係

費用
無料

※区は、10月下旬頃に、ヘルプカード用ホルダーケースを配布する予定です。

ヘルプカードホルダーケース(イメージ)

問い合わせ 障害者福祉課障害者事業運営係 ☎3578-2299

障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたマークや法律に基づくものの他、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等については、各団体にお問い合わせください。

マーク	問い合わせ
障害者のための国際シンボルマーク	(公財)日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273-0601 FAX 5273-1523
身体障害者標識(身体障害者マーク)	各警察署 ☎・FAX 欄外参照
聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)	各警察署 ☎・FAX 欄外参照
盲人のための国際シンボルマーク	(社福)日本盲人福祉委員会 ☎5291-7885 FAX 5291-7886
耳マーク	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎3225-5600 FAX 3354-0046
ほじょ犬マーク	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎5320-4147 FAX 5388-1413
オストメイトマーク	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団 ☎3221-6673 FAX 3221-6674
ハート・プラスマーク	(特)ハート・プラスの会 ☎080-4824-9928 http://www.norma-net.ne.jp/~h-plus/
障害者雇用支援マーク	(公財)ソーシャルサービス協会が在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです(同協会から発行されるマークには通し番号が付番されます)。
白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上50センチメートル程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
ヘルプマーク	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎5320-4147 FAX 5388-1413